

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可(緊急時対策所機能の移行)【12】」

2. 日時：令和3年3月23日 13時30分～17時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、井上主任安全審査官、鈴木主任安全審査官、

安田主任安全審査官、西内安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ長◎ 他27名◎

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策所機能の移行）について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の事項等について説明を求めるとともに、引き続き事実関係の確認を進める旨を伝えた。

○新固縛装置に関して、温度変化による影響がスリップ張力に与える影響について、構造や寸法を踏まえて定量的に説明すること。

○新固縛装置のスリップ張力を維持するための保守管理について、点検項目が外観検査のみで十分であることを、点検頻度等も含めて具体的に説明すること。

○緊急時対策棟の基礎とMMRの摩擦係数の設定根拠を説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

・資料1 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 緊急時対策棟設置工事に係る設計及び工事計画認可申請について

・資料2 説明事項リスト

・資料3 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策所機能の移行）に係る確認事項に対する回答（プラント関係）

・資料4 玄海原子力発電所 第3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊急時対策棟設置工事】

以上